

中建環 6号
平成29年4月27日

静岡県知事
川勝 平太 様

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 柏原 康英



「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【静岡県】平成26年8月」

に基づく事後調査報告書（導水路トンネル等に係る調査及び影響検討結果）

に関する意見について（回答）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年4月3日付環政第283号にて送付のありました標記意見に関しまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本事業へのご協力をお願い申し上げます。



『環政第283号平成29年4月3日「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【静岡県】平成26年8月」に基づく事後調査報告書（導水路トンネル等に係る調査及び影響検討結果）に関する意見について』に対する当社の回答

1. 「第1. 全般的な事項1」に関する当社の回答

大井川に関する歴史的な経緯や、その水が流域の方々にとって極めて貴重な水資源であることについては十分認識しております。また、中央新幹線の建設によって、大井川中下流域の方々が水利用に影響があるのではないかとの懸念をお持ちであることも承知しております。

環境影響評価書における予測結果は、覆工コンクリート、防水シート及び薬液注入工などを実施していない条件下での計算の結果であり、実際のトンネル施工にあたってはさまざまな環境保全措置を実施し、河川流量への影響の程度をできる限り低減してまいります。

また、大井川の水資源に関する環境保全措置については、国土交通大臣からの意見を踏まえ、河川やトンネルなどの専門家からなる大井川水資源検討委員会において、1年間4回にわたる真摯な議論を重ねていただきました。この委員会には、国や静岡県などにもオブザーバーとして参加させていただいている。議論の内容については、当社ホームページで公開しているほか、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議等においてご説明させていただくなど、常に情報を開示しながら丁寧に検討を進めてまいりました。その結果、導水路トンネルを設置し必要に応じてポンプアップすることにより、トンネル湧水を大井川に流して、これまでと同様の取水ができるようになるなど、中下流域の水資源利用に影響が生じないようにすることといたしました。

環境影響評価書における河川流量の予測には不確実性があり、トンネル湧水との関係も不明であるため、工事着手後は、トンネル湧水量や河川の流量をきめ細かく計測し、得られたデータに基づき大井川水資源検討委員会において影響の程度を確認しながらポンプ設備の仕様や配置、運用などの詳細について検討を深めてまいります。また、この間の調査及び検討の状況については、適宜、静岡県をはじめとした関係者にご説明いたします。中下流域の水利用に影響を生じさせないよう、これらについて誠心誠意取り組んでまいります。

椹島より上流部においては、工事中、河川や沢の流量を計測し、減水の傾向が認められ重要な動植物への影響が考えられる場合には、その影響の程度や範囲に応じた動植物のモニタリングを行います。その結果、重要な種への影響が生じる可能性がある場合には、必要により専門家の助言を頂きながら、移植等の環境保全措置を講じていきます。

2. 「第1. 全般的な事項2」に関する当社の回答

工事の着手に先立って、既に実施した環境調査の結果を踏まえ、「施工計画」、「環境保全の計画」及び「発生土置き場の管理計画」の具体的な内容を検討いたします。それらの結果は工事説明会でご説明し、当社ホームページで公表するほか、静岡県と打合せのうえ、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議などの場でご説明させていただく予定です。

また、発生土置き場の具体的な緑化方法や管理方法については、地権者等と相談のうえ、必要に応じて専門家に助言をいただきながら検討していきます。発生土置き場については静岡県が定めた関係技術基準等に基づいた構造で構築するものとし、具体的には、森林法の手続きの中で静岡市等の関係箇所と打合せをしてまいります。

3. 「第2. 個別事項 1 水環境（2）」に関する当社の回答

平成29年3月13日に大井川水利調整協議会を構成する利水者11団体（以下、「下流利水者11者」という。）からの「中央新幹線の整備に伴う大井川の流量減少対策」に関する要望書の内容については理解しております。現在、これまでご説明してきました大井川下流域の水利用の保全に関する書面を取り交わすことについて、静岡県を窓口として打合せをしております。

書面の取り交わしは相手がある話であり、具体的な取り交わしの時期について当社からお答えすることはできませんが、当社としては誠実に対応させていただいております。

なお、環境影響評価法に基づく工事実施前の環境影響評価の手続きは完結しております。本回答は、環境影響評価法第21条第2項四に基づく「事業者の見解」を補完するものではないことを申し添えます。